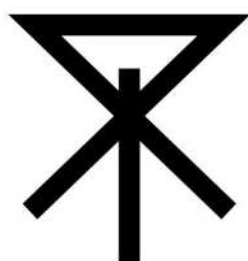


# 大阪市コンプライアンス白書

～市民の信頼確保に向けて～

《平成26年度版》

平成27年10月



大 阪 市

## 目 次

### 本 編

1	はじめに	... 1
2	コンプライアンスの推進のための取組みの実施状況と振り返り	
(1)	公益通報制度	... 2
(2)	不当要求行為	... 8
(3)	コンプライアンス研修	... 9
(4)	コンプライアンス推進のためのその他の取組み	...10
(5)	コンプライアンスアンケート	...11
(6)	新たな内部統制体制への移行・内部監察制度の廃止	...12
3	平成 27 年度の取組内容	...14
4	おわりに	...15

### 資料編

資料 1	公益通報制度の運用状況（平成 26 年度）	...資 1
資料 2	公益通報の現況を踏まえた意見について	...資 4
資料 3	行政対象暴力対応研修 実施状況（平成 26 年度）	...資 6
資料 4	大阪市の行政対象暴力にかかる体制（平成 26 年度）	...資 8
資料 5	行政対象暴力対策連絡協議会区役所部会・契約部会・生活保護部会 開催状況（平成 26 年度）	...資 9
資料 6	公の施設一覧表（平成 27 年 4 月現在）	...資 11
資料 7	コンプライアンス研修の実施状況（平成 26 年度実績）	...資 12
資料 8	コンプライアンスアンケートの結果概要（平成 26 年度）	...資 15

各資料は平成 26 年度分です。

大阪市におけるコンプライアンスの取組みについては、下記のホームページをご覧ください。

[http://www.city.osaka.lg.jp/shisei\\_top/category/884-0-0-0-0.html](http://www.city.osaka.lg.jp/shisei_top/category/884-0-0-0-0.html)

# 本 編

## 1 はじめに

大阪市では、平成 18 年 4 月から「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（以下「条例」といいます。）を施行し、公益通報制度、不当要求行為対応、コンプライアンス研修など、大阪市職員のコンプライアンス意識の徹底を図るための各種取り組みを実施してきました。

この「大阪市コンプライアンス白書」は、大阪市役所におけるコンプライアンスの推進に関する各種取り組みの実施状況を取りまとめるとともに、各制度の現状や事務事業の実績を振り返り、様々な課題を整理し、今後の具体的な取組内容につなげていくための年次報告書です。

今後とも、大阪市職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図り、市民から信頼され、市民の信託に応える大阪市役所の組織風土を確立していくため、取組を進めてまいります。

## 2 コンプライアンスの推進のための取組みの実施状況と振り返り

### (1) 公益通報制度（資料1・2参照）

#### ア 条例に基づく公益通報制度

大阪市においては、条例に基づき、本市職員や委託先事業者の役職員の職務の執行に関する違法又は不適正な行為について、本市職員に限らず市民からも通報を受け付けています。

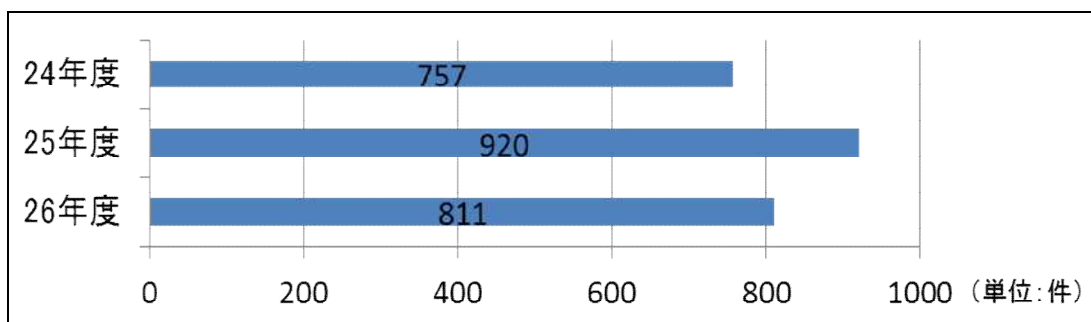
また、通報案件は全て、外部委員で構成される大阪市公正職務審査委員会（以下「委員会」といいます。）において調査の要否が判断され、調査案件については、調査結果に基づいて是正措置や再発防止措置をとることとしています。

なお、調査の要否にかかわらず、通報者の保護を図ることとしています。

#### イ 受付状況

##### 総受付件数

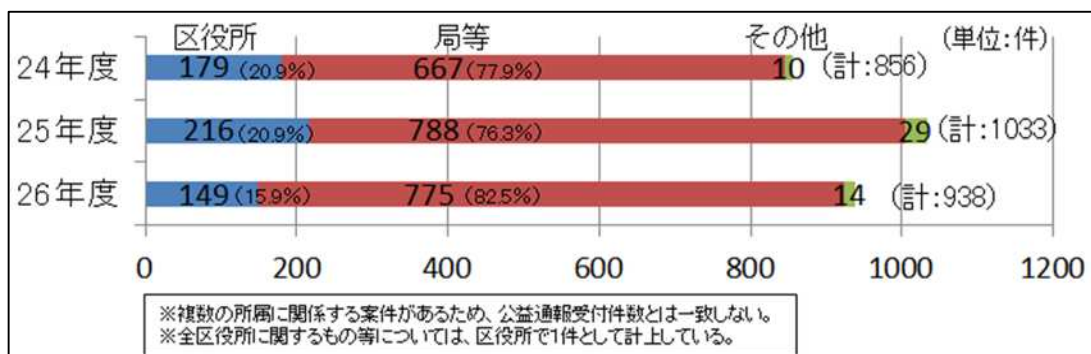
平成26年度の通報件数は811件であり、平成24年度の757件との比較では54件の増となる一方で、平成25年度の920件との比較では109件減少し、平成25年度比0.88倍となっています。



##### 関係所属別分類及び推移

平成26年度における通報件数のうち区役所関係が149件の15.9%、局等が775件の82.5%となっています。

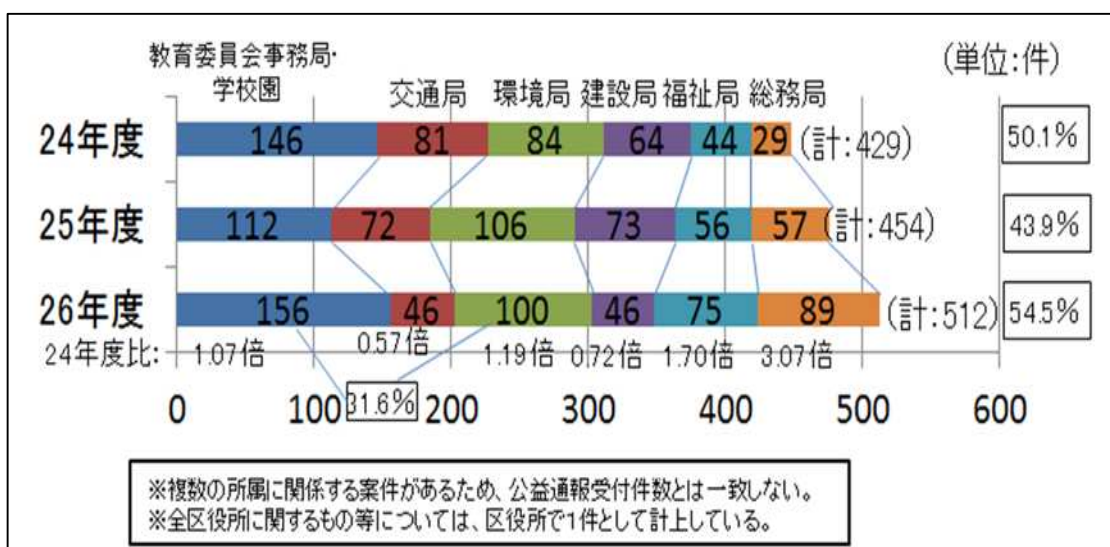
平成25年度との比較では、区役所が216件から67件減の0.69倍、局等が788件から13件減の0.98倍となっており、区役所が大きく減少する一方で、局等は横ばいとなっています。



平成 26 年度の通報件数上位所属の教育委員会事務局・学校園、環境局、総務局、福祉局、建設局、交通局で 512 件の通報があり、平成 26 年度通報全体の 54.5%を占めています。その中でも、教育委員会事務局・学校園、環境局で 256 件の通報があり、通報全体の 31.6%を占めています。

教育委員会事務局・学校園は 24 年度比較では 1.07 倍の微増ですが、25 年度比較では 1.39 倍、44 件増加しており、件数も 156 件と所属毎の最多となっています。環境局は 24 年度比較で 1.19 倍、16 件増加しており、件数も 100 件と非常に多くなっています。

また、建設局、交通局が減少している一方で総務局、福祉局が増加しています。

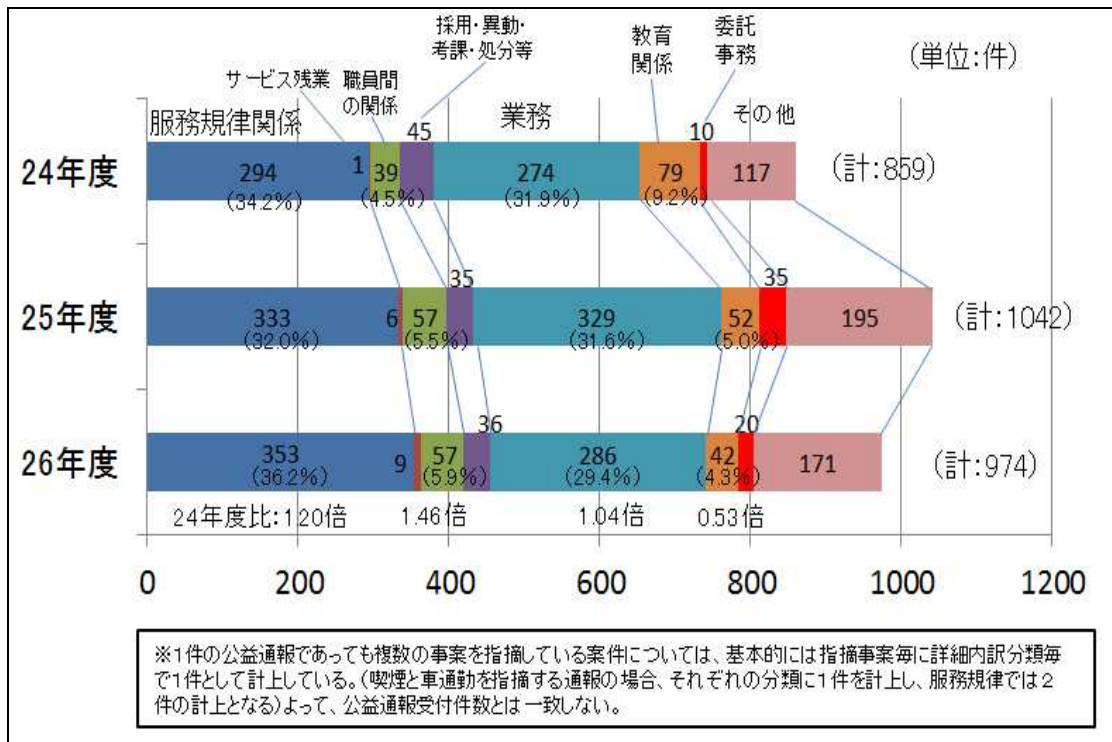


### 類型別分類及び推移

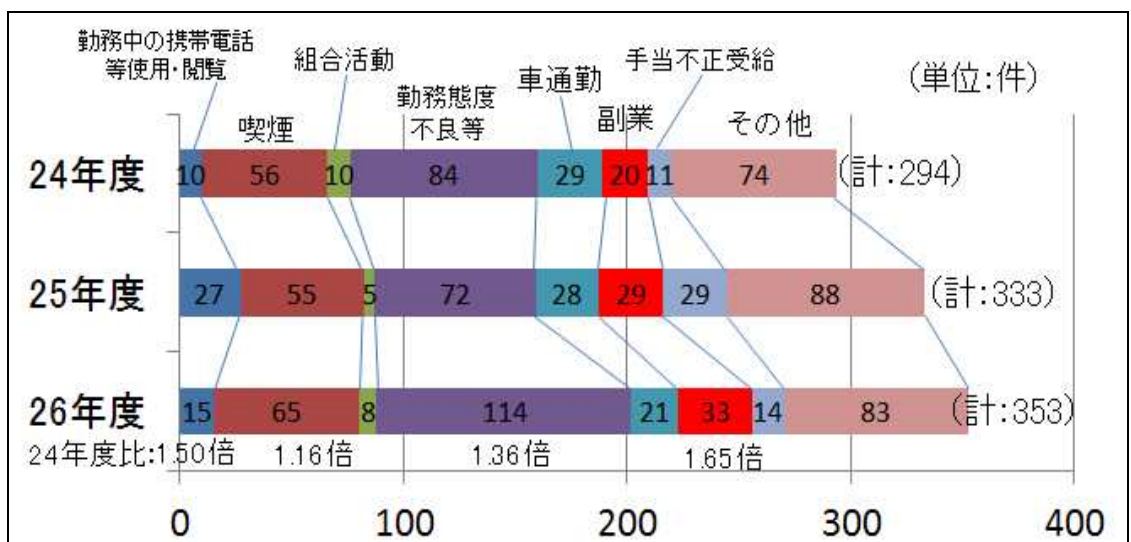
公益通報の内容については、大きく分けて、市職員の喫煙や車通勤、副業などの「サービス規律に関する指摘」と、情報や公金・物品の取扱い、業務上の市民対応などの「業務に関する指摘」があり、平成 26 年度における通報件数のうち「サービス規律に関する指摘」が 353 件の 36.2 %、「業務に関する指摘」が 286 件の 29.4%となっています。

平成 24 年度との比較では、「サービス規律に関する指摘」が 294 件から 59 件増の 1.20 倍、「業務に関する指摘」が 274 件から 12 件増の 1.04 倍となっていますが、平成 25 年度との比較では、「業務に関する指摘」は 329 件から 43 件減の 0.87 倍となっています。

体罰、いじめを含む学校長や教員の生徒に対する指導に関する指摘など、「教育関係に関する指摘」は平成 24 年度の 79 件から 37 件減の 0.53 倍、42 件となっており、大きく減少しています。



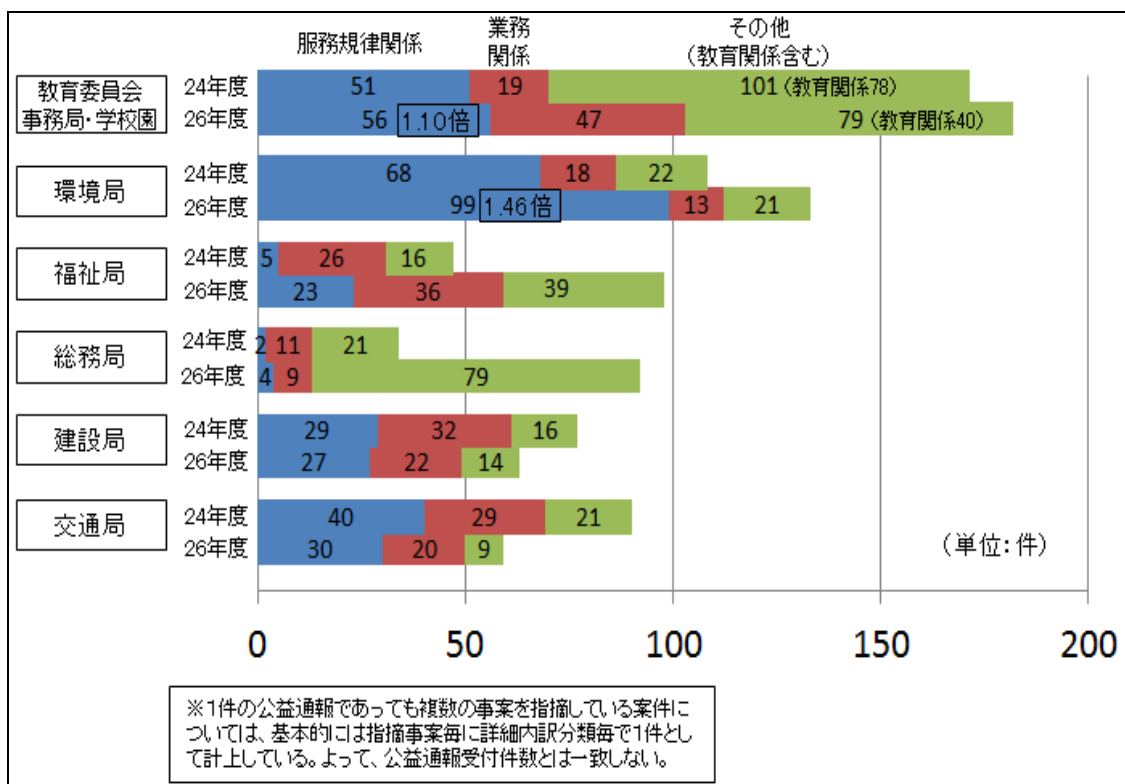
「サービス規律に関する指摘」については、平成26年度は「喫煙」が65件、「勤務態度不良等」が114件、「車通勤」が21件、「副業」が33件となっており、第一義的には、各所属、職場のマネジメントで解決されるべき事案が非常に多い状況です。



通報件数上位所属では、環境局の「サービス規律に関する指摘」が平成24年度の68件から99件に大幅に増加しています。また、教育委員会事務局・学校園の「サービス規律に関する指摘」は平成24年度との比較では微増の56件となっており、この両局でサービス規律に関する指摘の44.3%を占めています。

一方で、建設局及び交通局は、平成24年度との比較ではサービス規律関係、業務関係のいずれの指摘も減少傾向となっています。

福祉局及び総務局は件数が増加していますが、同種繰り返し案件等の影響が大きくなっています。



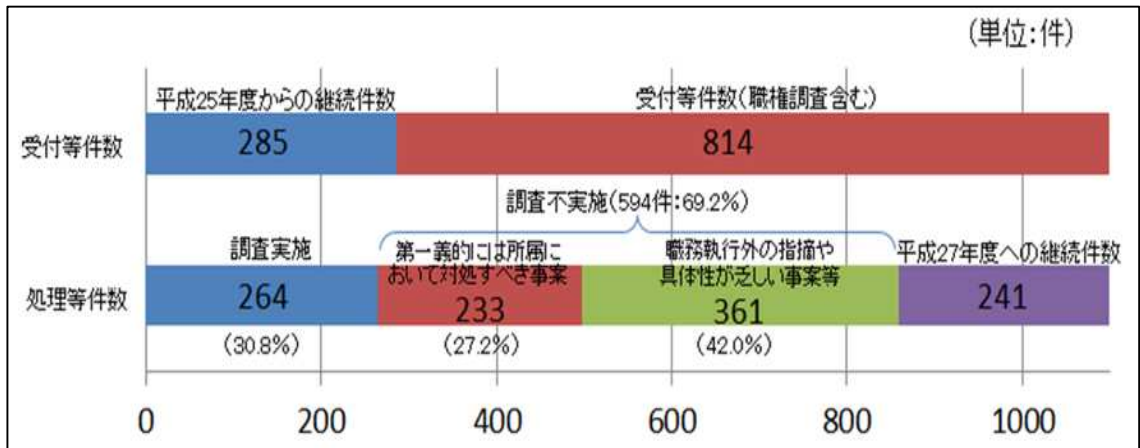
## ウ 処理状況

平成25年度末時点で案件が未処理となっていた前年度からの継続件数285件及び平成26年度の受付等件数814件に対して、処理した件数が858件であったため、平成27年度への継続件数は241件となりました。

### 《平成26年度の状況》

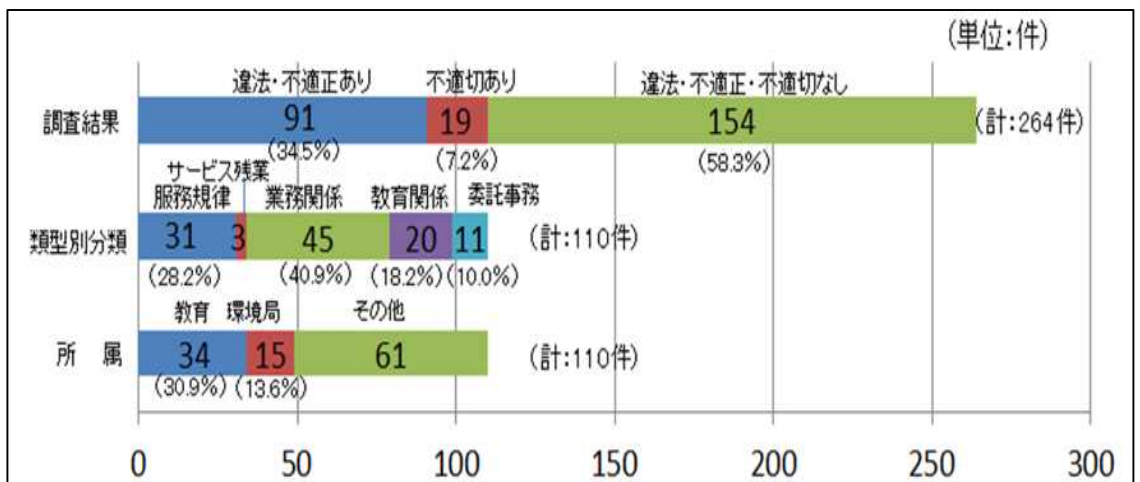
前年度からの継続件数	285件(前年度321件、36件減)
公益通報受付件数	811件(前年度920件、109件減)
通報によらない案件数	3件(前年度2件、1件増)
処理件数	858件(前年度958件、100件減)
次年度への継続件数	241件(前年度285件、44件減)

処理済み案件 858 件のうち調査実施案件が 264 件、30.8%、調査不実施案件が 594 件、69.2%となっており、調査不実施案件のうち 233 件、27.2%は、職員のサービス規律に関する指摘など、委員会で調査結果等を詳細に確認するよりも、第一義的には所属の組織マネジメントにより適切に対処されるべき事案となっています。



調査実施案件 264 件のうち 34.5%、91 件で違法又は不適正な事実が認められました。また、7.2%、19 件で不適切な事実が認められました。

上記の事実のいずれかが認められた案件のうち、サービス規律に関する事実が認められたものが 28.2%、31 件、業務に関する事実が認められたものが 40.9%、45 件となっています。また、委託事務に関する事実が認められたものが 10.0%、11 件となっています。なお、所属別では、教育委員会事務局・学校園、環境局で 49 件、44.5%を占めています。





## エ 委員会による勧告及び意見書の提出

違法又は不適正な事実があると認められた案件については是正等の措置の内容が不十分であると委員会が認めるとき等は、委員会から本市の機関（本市の執行機関、消防局長、交通局長、水道局長等）に対し勧告が行われることがあります。

また、案件の内容により、委員会から本市の機関に対し、意見書が提出されることがあります。

なお、委員会が必要であると判断した場合、その内容を報道発表しています。

### 《平成26年度の状況》

勧告が行われたもの	0件
意見書が提出されたもの	0件

## オ 警察OB（嘱託職員）の配置

公益通報に係る実地調査等を、より効果的なものにするため、大阪府警OBを総務局監察部（以下「監察部」といいます。）に配置しています。

### 【平成26年度の実績内容に対する評価】

受付件数が依然として高止まりしている状況ですが、委員会の2部会制での着実な運用などにより、次年度への継続件数が減少しました。

また、違法又は不適正な事実が認められた案件が91件ありましたが、これらについては是正等の措置がとられていることを確認しており、このことから、公益通報を契機として組織の自浄作用が発揮されているといえます。

平成26年9月12日に委員会から大阪市長あてに、服務規律確保の徹底及びパワーハラスメントに関する具体的な対策の着手について意見書が提出され、この意見書をふまえて平成27年9月に「パワーハラスメントの防止等に関する指針」が策定されました。

警察OB（嘱託職員）は、昨年度に引き続き、監察部調査を実施した公益通報案件の実地調査に関するほぼ全ての事務に従事しました。

### 【今後の課題】

受付件数が依然として高止まりしている状況の中で、制度の実効性を確保するため、引き続き委員会における審議の公正性を確保しつつ、更なる効率化を図ることが求められています。

また、環境局、教育委員会事務局・学校園両所属に関する通報が通報件数全体の31.6%を占めており、その内容の多くも、職員の服務規律に関する指摘など、第一義的には所属において対処されるべき案件となっています。このことは、両所属における組織マネジメントや職員管理に課題があることを示しているといえます。以上のことから、平成27年8月18日に委員会から両所属について意見を述

べ、公益通報の現況を踏まえた必要な措置を取るよう求めています。(資料2参照)

## (2) 不当要求行為

### ア 条例に基づく不当要求行為への対応

大阪市役所においては、条例の規定により、本市職員に対する不当要求行為があった場合は、速やかにその旨を各区役所、局等から委員会に報告することとしています。

「不当要求行為」とは、「脅迫、威圧的な言動、暴言、けん騒その他の不穏当な言動により、又はその地位を利用し、若しくはその権限に基づく影響力を行使して、本市職員に対し、不適正にその職務上の行為をし、又はしないことを求める行為その他の不正な手段によって本市職員の公正な職務の執行を妨げる行為」をいいます。(条例第2条第9項)。

### 《平成26年度の実施内容》

条例に基づく不当要求行為に係る報告件数：3件

### イ 大阪府警察本部と連携した取組み(資料3・4・5・6参照)

職員が行政対象暴力に対応するために必要な知識と技術を習得することを目的として、大阪府警察本部(以下「大阪府警」といいます。)から派遣された警察官を中心として、ロールプレイング方式、グループ討議方式を採用した行政対象暴力対応研修を実施しています。(資料3参照)

また、研修の際には、平成25年3月に作成した「不当要求行為・クレーム対応マニュアル・事例集」の周知を行っています。

### 《平成26年度の実施内容》

実施所属：区役所、財政局、市民局、都市整備局、福祉局、健康局、契約管財局、建設局、港湾局

実施回数：33回

参加人数：832名

大阪府警の協力を得て、「大阪市行政対象暴力対策連絡協議会」を設置するとともに、同協議会に「区役所部会」、「契約部会」及び「生活保護部会」を設置し、大阪府警との連携を図っています。(資料4、資料5参照)

不当要求行為や行政対象暴力等による被害の防止について、職場で中心的な役割を担うことのできる職員を養成することを目的として、大阪府警及び「公益財団法人 大阪府暴力追放推進センター」が開催する不当要求防止責任者講習の情報を各所属に提供しています。

本市が設置する公の施設の利用者をはじめとする市民の安全・安心に資することを目的として、大阪府警と「大阪市が設置する公の施設からの暴力団排除に関する覚書」を締結し、公の施設からの暴力団の利益となる使用を排除する取組みを

実施しています。(資料6参照)

### 【平成26年度の取組内容に対する評価】

行政対象暴力対応研修については、受講者に対するアンケートの結果、不当要求事例のロールプレイングなど実践的な内容であったとの評価が得られており、有効な取組みであったと考えています。

### 【今後の課題】

職員アンケートの結果によると、不当要求行為対応制度の認知率は51.3%、行政対象暴力対策連絡協議会の認知率は26.8%であり、受講者アンケートでは評価を得ている行政対象暴力対応研修の認知率についても30.8%にとどまっており、今後、本市に対し不当要求行為が行われた際、これらの認知率の低い所属や職員が対応した場合、適切に対応できないおそれがあることから、不当要求行為に対する取組みについて、継続的な周知を行う必要があると考えています。

### (3) コンプライアンス研修(資料7参照)

大阪市役所においては、コンプライアンス推進のための意識改革及び組織風土改革を目的として、全職員を対象に「コンプライアンス研修」を実施しています。

#### 《平成26年度の取組内容》

##### ( )集合型研修

- ・ 区長・局部長級      テーマ：わが国自治体における内部統制改革  
回数：3回  
受講者数：296人(受講率：84.8%)
- ・ 課長・課長代理級      テーマ：大阪市財産管理における法的リスク  
不当要求・悪質クレームへの対応について  
公務員の業務にひそむコンプライアンス  
リスク  
回数：9回(各テーマ3回)  
受講者数：1,949人(受講率：85.2%)

##### ( )グループ討論型研修

課長級、課長代理級及び係長級の職員並びに技能統括主任及び部門管理主任等を対象として、グループ討論型の研修を実施しました。

テーマ：コンプライアンス意識の構築と実践～風通しの良い職場を作る

回数：16回

受講者数：515人(受講率：92.0%)

( ) **職場コンプライアンス等研修**

係長級以下の職員については、集合型研修を受講した職員を講師とするなど、職場実態に応じて、各職場でコンプライアンス研修を実施しました。

全所属で研修を実施した結果、受講者数は28,306人(受講率:98.3%)となりました。

( ) **職員人材開発センター主催研修等への講師派遣**

職員人材開発センター等からの依頼に基づき、監察部から講師を派遣し、コンプライアンス研修を実施しました。

( ) **コンプライアンス担当者に対する研修会**

各区役所、局等においてコンプライアンスに関する実務を担当する職員に対して、本市の各制度の概要を理解してもらうため、研修会を実施しました。

開催日:平成26年5月13日

参加者数:48人

開催日:平成26年11月20日、21日

参加者数:32人

**【平成26年度の取組内容に対する評価】**

継続的に研修を実施した結果、職員アンケートにおける「コンプライアンスを意識している」との回答割合は98.8%と昨年度を上回っており、コンプライアンス意識の浸透は進んでいると言えます。一方で「コンプライアンスを意識していない」との回答割合1.2%をゼロにするために、研修内容や実施方法の改善を図る必要があります。

**【今後の課題】**

コンプライアンス研修の内容について、職場ごとの課題に応じた重点化を図ること等により、更なる職員のコンプライアンス意識の向上を図る必要があります。

(4) **コンプライアンス推進のためのその他の取組み**

**ア コンプライアンス推進強化月間**

大阪市役所においては、毎年9月を「コンプライアンス推進強化月間」とし、各区役所、局等において様々な取組みを実施しています。

**《平成26年度の取組内容》**

「コンプライアンス推進強化月間」では、各所属において、「コンプライアンスチェックシート」を使った全職場でのコンプライアンス上の問題に係る総点検などに取り組むとともに、必要に応じてコンプライアンスの確保に関する取り組みを実施しました。

### 【主な各所属の取組み】

- ・コンプライアンスチェックシートの実施（50 所属）
- ・コンプライアンス推進強化月間を所属職員全員に周知（37 所属）
- ・周知ポスターの掲示（31 所属）
- ・所属長等による訓示（23 所属） など

### イ 職員への周知・情報提供

大阪市役所においては、コンプライアンス研修の教材として「コンプライアンスハンドブック」を、コンプライアンス推進のための具体的な取組みを検討する素材として「コンプライアンスチェックシート」を作成し、各職場で使用できるよう庁内ポータルに掲載しています。

大阪市役所においては、職員一人ひとりがコンプライアンスについて考えるきっかけを提供するために「コンプライアンス・ニュース」を発行するとともに、コンプライアンス上の問題が起こったときに使用できるよう、コンプライアンス・ガイドライン等のポイントを記載した「コンプライアンスカード」を作成し、職員に周知しています。

### 【平成26年度の取組内容に対する評価】

職員へのアンケート調査によると、コンプライアンス推進強化月間、コンプライアンスハンドブック、コンプライアンスカードの認知率は、いずれも50%前後の水準にとどまっているため、継続的な周知を行う必要があると考えています。

### 【今後の課題】

コンプライアンス推進強化月間、コンプライアンスハンドブック、コンプライアンスカードの認知率の向上に向けて、庁内ポータルに掲載するだけでなく、コンプライアンス・ニュースや研修で取り上げるなど、あらゆる機会を活用し、各種取組みの周知を図る必要があります。

### (5) コンプライアンスアンケート（資料8参照）

コンプライアンスに関する意識及びコンプライアンス推進のための取組みに関する意見などについての職員アンケートを実施しています。

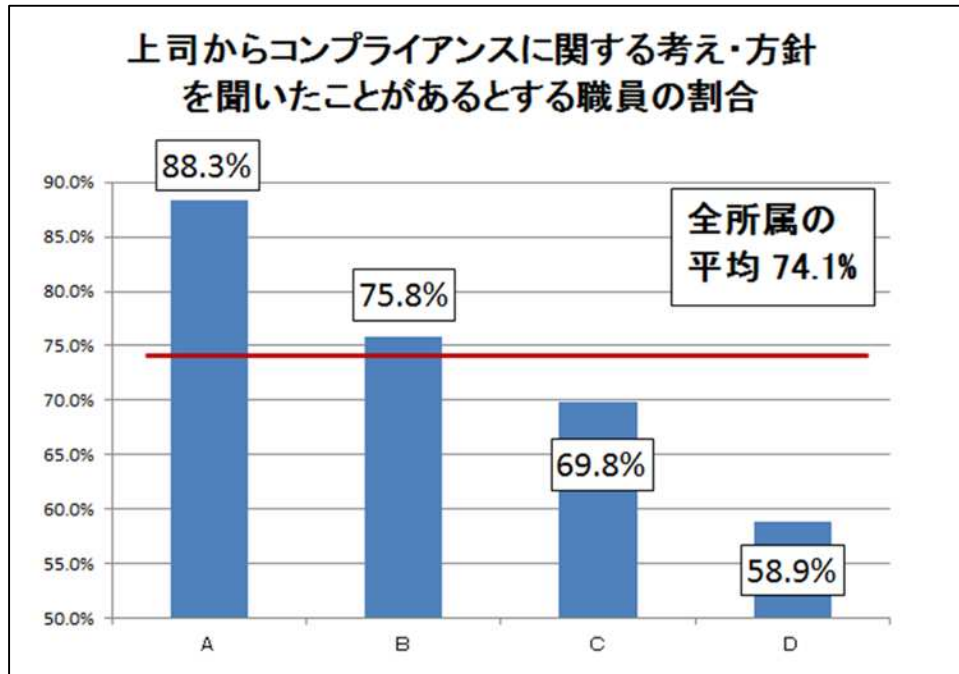
### 《平成26年度の取組内容》

全職員を対象に、コンプライアンスアンケートを実施し、職員のコンプライアンスに関する意識をより明確に表す指標となるように設問の文言や順序を整理しました。

### 【平成26年度の取組内容に対する評価】

アンケート結果を分析したところ、日々の業務を執行するにあたって「コンプライアンスを特に意識している」と答えた職員の割合が多い所属においては、「上司

からコンプライアンスに関する考え・方針を聞いたことがある」と答えた職員の割合が、平均を大きく上回っていた一方、コンプライアンス意識が低いと考えられる所属では、職場の上司から部下職員へのコンプライアンスに関する考えや方針が浸透していない傾向が見られました。



A:「コンプライアンスを特に意識している」割合が高い5所属  
 B:「コンプライアンスを意識していない」回答がゼロの所属  
 C:「コンプライアンスを意識していない」割合が高い5所属  
 D:「コンプライアンスを特に意識している」割合が低い5所属

### 【今後の課題】

アンケート結果の分析から、上司がコンプライアンスに関するメッセージを発信することが、部下職員のコンプライアンス意識に影響を及ぼしているといえることから、職員のコンプライアンス意識を向上するために、各職場の上司が、自身の部下職員に対してコンプライアンスに関するメッセージを的確に発信していくことができるような取組みを実施する必要があります。

### (6) 新たな内部統制体制への移行・内部監察制度の廃止

本市では、これまでコンプライアンスの確保を中心に置いて、内部統制の取組みを進めてきましたが、地方自治法の規定の趣旨等を踏まえると、地方公共団体における内部統制の目的は、業務の有効性及び効率性の確保、財務報告の信頼性の確保、資産の保全をも含むものであることから、これらの4つの目的を達成すべく、平成26年11月に見直しを図り、新たな内部統制を導入しました。

新たな内部統制は、業務上のリスク（発生することが好ましくない事象）の発生を未然に防止し、あるいは早期に発見し、リスクが発生した場合（顕在化した場合）

に適切に対応する仕組みです。内部統制を適正に整備・運用することにより、各所属が内部統制のP D C Aサイクル（P：リスク把握・評価、D：リスク対応策の整備・実施、C：対応策の有効性の自己点検、A：対応策の改善）を回し、自律的なリスク管理体制を構築することを目指しています。

なお、従来の内部統制の取組みであった内部監察については、新たな内部統制体制におけるリスクの自己点検や対応策の改善に包含される取組みであることから、平成26年11月に制度を廃止しました。

### 3 平成27年度の取組内容

以上のような実施状況を踏まえ、平成27年度には次のような取組みを行ってまいります。

#### 《公益通報制度》

公益通報案件の着実な処理

通報件数が増加している中で公益通報制度の実効性を確保するため、担当内の処理手順等を体系的に整理してこれに基づいた効率的な処理を行うとともに、各所属の調査能力の向上を支援することにより、委員会の審議を充実・迅速化します。これらの取組みにより、1年間に798件以上の公益通報案件を処理し、過年度受付案件の未処理件数を25件以下にすることを目指します。

#### 《不当要求行為対応》

不当要求行為対応等の認知率向上

職員アンケートによると、不当要求行為対応の認知率が5割程度しかないことから、改めて制度や取組みの周知を行い、必要に応じて制度の見直しについても検討します。

行政対象暴力対応研修については、受講者から良好な評価を得ており、これまでの取組みを継続しますが、より多くの職員が受講できるよう、実施方法の工夫を行うなどの改善を進めます。

#### 《コンプライアンス研修》

効果的な実施と研修内容の重点化

コンプライアンス意識がある程度定着してきている中で、より効果的に研修を実施できるよう、研修計画を策定します。

また、全市一律ではなく、各職場に応じた研修を実施することにより、職場におけるコンプライアンス上の課題にアプローチできるよう、職場研修の実施方法について工夫を行うなどの改善を図ります。

#### 《コンプライアンスアンケート》

アンケートの設問項目の改善

コンプライアンス研修をはじめとする各種取組みの効果の測定分析が可能となるよう設問項目の改善を図り、各種取組みの更なる効果分析、改善を進めます。

#### 《その他の取組み》

コンプライアンスメッセージの発信

アンケートの結果分析から、上司からのコンプライアンスに関するメッセージの発信が、部下職員のコンプライアンス意識に影響を与えていると考えられることから、コンプライアンス研修やコンプライアンス推進強化月間等の取組みの中で、コンプライアンスメッセージを発信できる機会を設定するなどの工夫を行います。



## 4 おわりに

平成26年度に大阪市職員を対象に実施したコンプライアンスアンケートの結果によると、「コンプライアンスを意識している」との回答割合は98%を上回っています。一方、「コンプライアンスを意識していない」との回答割合は1.2%となっており、人数にすると未だ300人以上の職員がコンプライアンスを意識していないという結果になっています。

本来、法律や条例に基づいて業務を行うこととされている公務員がコンプライアンスを意識することは当然のことであり、「コンプライアンスを意識している」との回答割合は100%でなければなりません。

本市としては、「コンプライアンスを意識している」との回答割合を100%とすることを目指して、更に職員のコンプライアンス意識の向上を図り、「コンプライアンスを意識していない」との回答割合をゼロとすることを考えています。

市民の皆様から信頼され、その信託に応える組織風土の確立のためには、各々の職員が高いコンプライアンス意識を持ち、職員自らが主体的かつ積極的にコンプライアンスを推進するような組織を目指す必要があります。

そのためには、コンプライアンスの推進に係る各種取組みについて、P D C Aサイクルによる評価と見直しを行い、効率的かつ実効性のある取組みとなるよう積極的に改善を図ってまいります。

今後も引き続き、本市のコンプライアンスを推進するとともに、自律的にコンプライアンスが推進される組織風土の確立に向けて、積極的に取り組んでまいります。

## 資料編

- 資料 1 公益通報制度の運用状況（平成 26 年度）
- 資料 2 公益通報の現況を踏まえた意見について
- 資料 3 行政対象暴力対応研修 実施状況（平成 26 年度）
- 資料 4 大阪市の行政対象暴力にかかる体制（平成 26 年度）
- 資料 5 行政対象暴力対策連絡協議会区役所部会・契約部会・生活保護部会  
開催状況（平成 26 年度）
- 資料 6 公の施設一覧表（平成 27 年 4 月現在）
- 資料 7 コンプライアンス研修の実施状況（平成 26 年度実績）
- 資料 8 コンプライアンスアンケートの結果概要（平成 26 年度）

## 公益通報制度の運用状況（平成 26 年度）

## 1 受付件数

811件（うち顕名による通報435件）

外部通報窓口で受け付けた通報は、すべて顕名による通報として集計した。

## 2 受付状況

（単位：件）

区 分	内部通報窓口	外部通報窓口	合 計
面 会	108	-	108
電 話	157	-	157
郵 便	129	48	177
フ ァ ク シ ミ リ	33	11	44
ホ ー ム ペ ー ジ ・ メ ー ル	170	155	325
合 計	597	214	811

内部通報窓口は、総務局監察部監察課及び各区役所、局等のコンプライアンス担当である。

## 3 関係所属別通報件数

（単位：件）

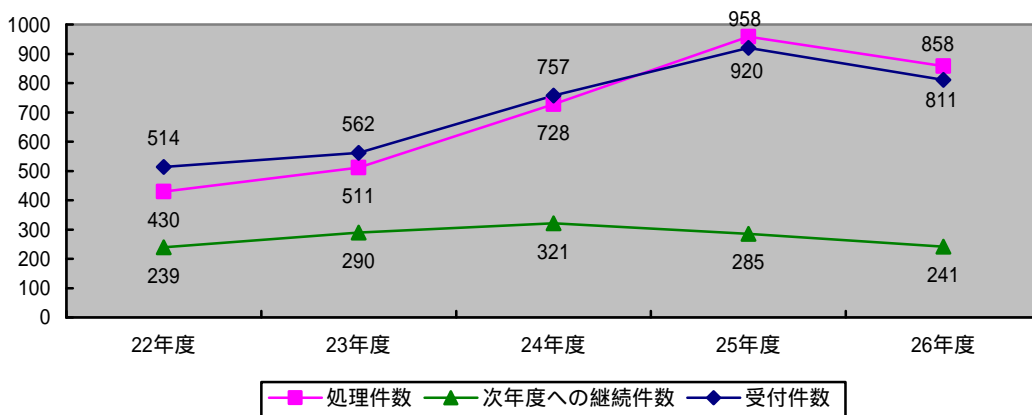
所 属	内部通報窓口	外部通報窓口	合 計
教 育 委 員 会 事 務 局	100	56	156
環 境 局	78	22	100
総 務 局	47	42	89
福 祉 局	56	19	75
建 設 局	39	7	46
交 通 局	37	9	46
水 道 局	30	1	31
都 市 整 備 局	22	2	24
人 事 室	15	9	24
生 野 区 役 所	11	13	24
そ の 他 の 区 役 所	126	22	148
そ の 他 の 局 等	140	44	184
分 類 で き な い も の	8	6	14
合 計	709	252	961

注 1 件の通報で複数の区役所、局等に関係するものがあるため、受付件数 811 件とは一致しない。

#### 4 処理状況

[公益通報に係る処理状況]		
	平成 26 年度に継続されたもの	285 件
	平成 26 年度に受け付けたもの	811 件
	受け付けた通報はないが、調査を実施することとしたもの	3 件
	平成 26 年度において処理したもの	858 件
	大阪市公正職務審査委員会(以下「委員会」という。)が是正等の措置を勧告したもの	0 件
	委員会が意見書を提出したもの	0 件
	調査の結果、違法又は不適正な事実が認められたため、是正等の措置がとられたもの	91 件
	調査の結果、違法又は不適正な事実が認められなかったもの	173 件
	公益通報制度としての調査その他の措置をとる必要があると認められなかったもの	594 件
	平成 27 年度に継続するもの	241 件
[不利益取扱いに係る申出処理状況]		
	平成 26 年度に継続されたもの	1 件
	平成 26 年度に受け付けたもの	0 件
	平成 26 年度において処理したもの	1 件
	調査の結果、不利益な取扱いが認められなかったもの	1 件
	公益通報制度としての調査その他の措置をとる必要があると認められなかったもの	0 件
	平成 27 年度に継続するもの	0 件

通報案件処理件数等の推移



## 5 違法又は不適正な事実が認められたため、是正等の措置がとられたものの例

- ア 環境事業センターの8時から16時30分までが勤務時間とされている複数の職員が8時から8時30分までの時間帯に喫煙していた事実及び複数の管理監督者が上記時間帯の喫煙を認識していながら是正等の措置を怠った事実が認められたため、喫煙していた職員及び管理監督者に対して懲戒処分等を行った。また、課長・事業所長会等により再発防止に係る周知徹底を行った。(環境局)
- イ 職員が平成23年2月から平成26年5月までの間、1月あたり20日程度、深夜0時から早朝5時にかけて飲食店の従業員を送迎する業務に従事し、総額で少なくとも約420万円程度の報酬を得ていた事実が認められたため、当該職員に対して懲戒処分を行うとともに、各職場において、地方公務員法等の法令に反する行為等を厳に慎むよう周知徹底した。(水道局)
- ウ ある公園事務所において、平成25年度中に職員6名について時間外労働(39時間52分)の実態があったにもかかわらず、超過勤務手当が未払いとなっていた事実、労働基準法第36条第1項に基づき締結している時間外労働・休日出勤に関する協定に職員6名、のべ17件の違反が発生した事実及び管理監督者が部下職員の勤務実態を把握しておらず、また、時間外勤務の適正な手続がとられていなかった事実が認められたため、未払い分を追給するとともに、管理監督者に対して厳重に注意を行った。また、局内全職員に対して時間外労働の適正な手続等について周知徹底した。(建設局)
- エ 自動車運転手である職員が、自らの過失により平成25年7月28日に39分、12月9日に22分、市バスの運行を遅延させた事実、12月9日の事案について、係長から営業所長へ報告を行わなかった事実及び営業所から交通局関係課へ報告を行わなかった事実が認められたため、当該運転手に対して懲戒処分を行った。また、当該営業所長及び係長に対して、合理的な理由のない運行遅延について今後は営業所内での情報連携を徹底した上で、速やかに局関係課と事後の対応を協議するよう指導し、全営業所にもその旨を周知徹底した。(交通局)

## 6 公正職務審査委員会の状況

### ・大阪市公正職務審査委員会委員(平成26年度)

委員長 小寺 史郎 [弁護士]

委員長代理 澤田 眞史 [公認会計士]

(第1部会)

第1部会長 大砂 裕幸 [弁護士]

第1部会長代理 白井 弘 [公認会計士]

矢倉 昌子 [弁護士]

(第2部会)

第2部会長 小寺 史郎 [弁護士]

第2部会長代理 澤田 眞史 [公認会計士]

赤津 加奈美 [弁護士]

### ・委員会及び部会の開催状況

開催回数 63回

審議時間 180時間20分

平成 27 年 8 月 18 日

大阪市長 橋 下 徹 様

大阪市公正職務審査委員会  
委員長 小 寺 史 郎

## 公益通報の現況を踏まえた意見について

標題について、本委員会事務局である総務局監察部から公益通報の現況の報告を受けたところ、平成 26 年度に受け付けた公益通報の件数は、平成 25 年度比較では減少しているものの、依然として高止まりしている状況であるとのことです。

とりわけ、環境局、教育委員会事務局・学校園両所属に関する通報件数だけで通報件数全体の 31.6%を占めており、その内容の多くも、職員の服務規律に関する指摘など、第一義的には所属において対処されるべき案件となっています。

この間、「大阪市服務規律刷新プロジェクトチーム」においても、この両所属については服務規律確保のための取組みを特に強化しているとのことであり、また、現在のところ平成 27 年度の通報件数が減少している状況は、本委員会としても認識しているところです。

しかしながら、上記のように第一義的には所属において対処されるべき案件が公益通報において多く寄せられているということは、両所属における組織マネジメントや職員管理に課題があることを一方で示しているといえます。

よって、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成 18 年大阪市条例第 16 号）第 24 条第 2 項の規定に基づき、両所属について次のとおり意見を述べます。

## 記

## 1 環境局関係

## (1) 通報指摘の内容について

環境局関係の公益通報の内容は、職員でなければ知り得ないと思われる内情に通じた通報が大半を占めるところ、特に職員の待機時間中の行為に関する指摘が多いため、待機時間中の勤務管理を適正に行うための体制を構築し、適切に運用されたい。

( 2 ) 通報指摘の部署について

通報指摘の部署については、環境事業センターに関する公益通報が多く、センター間でも偏りが見受けられることから、多数の公益通報がなされているセンターを中心に発生原因等を分析し、その内容に応じた対応を早急にとられたい。

( 3 ) 調査等の速やかな実施について

本来、調査等を実施することとした案件、第一義的には所属において対処されるべきであるとした案件については、所属において速やかに調査等を実施し、調査結果に応じて是正等の必要な措置を講じる必要がある。

しかしながら、環境局においては調査等の措置が未了のものも見受けられ、このように調査等を適時に実施していないことも、同種内容の通報が繰り返される背景にあると推察される。

これは、公益通報制度そのものに対する信頼性に関わることであるので、早急にこの現状を改善されたい。

( 4 ) まとめ

環境局においては、第一義的には所属において対処されるべき、すなわち職場の自浄作用により解決されるべき案件が多く寄せられている現状を踏まえ、服務規律確保のための取組みのみならず、職員のモチベーションを高めるような前向きな取組みの実施などにより職場環境の改善を図ることや、所属職員に対して公益通報制度の趣旨、目的、上記のような通報が多く寄せられている現状等を周知することなどにより、各職場の自浄能力の向上に努められたい。

2 教育委員会事務局・学校園関係

教育委員会事務局・学校園関係の公益通報については、学校園の教職員に係る勤務時間中の喫煙に関する指摘や、学校園における生徒・保護者等への対応に関する指摘など、第一義的には所属において対処されるべき事案が多く寄せられている。

教育委員会によると、学校園については、学校教育に寄せる期待から、特に市民から厳しい視線で見られているとのことであり、また、例えば教職員の喫煙の指摘などのように、教職員の休憩時間が通常とは異なる時間帯に設定されていることが原因で、市民の誤解を招いているところもあるとのことである。

しかしながら、学校教育に対する市民の信頼を確保するためには、そのように期待が高いことと市民の視線に厳しいものがあることを踏まえたうえで、誤解を招くことのないように努めることも含め、一人ひとりの教職員がやりがいと高い倫理意識を持って日々行動することが求められる。

よって、教育委員会においては、現場の校長・教頭と教育委員会事務局の関係部署が連携し、すべての教職員がやりがいと高い倫理意識を持つようにすることが所属としての責務であることを十分に理解して、引き続き市民の信頼の確保に努められたい。

## 行政対象暴力対応研修 実施状況（平成26年度）

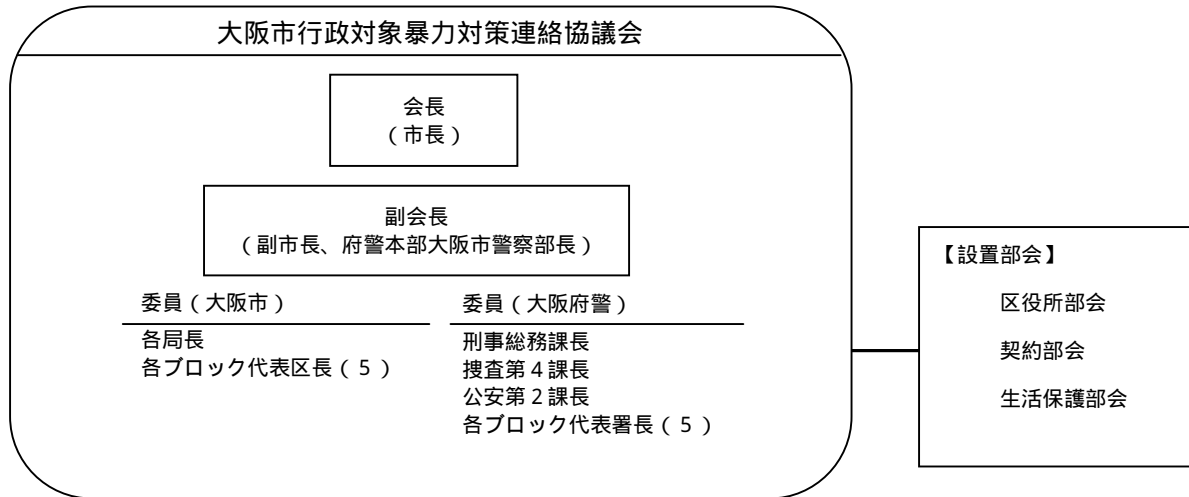
回次	開催日時	対象所属	対象者	参加人数
1	7月28日 14:00～17:00	財政局	財政局職員（市税事務所職員等）	24
2	7月30日 14:00～17:00	財政局	財政局職員（市税事務所職員等）	23
3	7月31日 14:00～17:00	市民局 都市整備局 健康局	各局職員	24
4	8月11日 14:00～17:03	財政局	財政局職員（市税事務所職員等）	24
5	8月19日 14:00～17:00	区役所 【都島区 ほか5区】	区役所職員	26
6	8月20日 14:00～17:00	区役所 【都島区 ほか5区】	区役所職員	32
7	8月22日 14:00～17:00	福祉局	福祉局職員	25
8	9月11日 14:00～17:00	建設局	建設局職員（工営所職員）	18
9	9月16日 14:00～17:00	建設局	建設局職員（工営所職員）	15
10	9月17日 14:00～17:00	建設局	建設局職員（工営所職員）	23
11	9月25日 14:00～17:00	区役所 【都島区 ほか5区】	区役所職員	20
12	9月30日 14:00～17:00	区役所 【都島区 ほか4区】	区役所職員	20
13	10月6日 13:30～16:00	建設局	建設局職員（公園事務所職員）	31
14	10月14日 13:30～16:00	建設局	建設局職員（公園事務所職員）	28
15	10月22日 14:00～17:00	区役所 【城東区 ほか5区】	区役所職員	24
16	10月29日 14:00～17:00	区役所 【西成区】	区役所職員	24
17	11月18日 14:00～17:00	区役所 【東成区】	区役所職員	13
18	11月19日 14:00～17:00	区役所 【東成区】	区役所職員	17
19	11月26日 14:00～17:00	区役所 【北区 ほか5区】	区役所職員	26
20	11月28日 14:00～17:00	建設局	建設局職員（工営所職員等）	19
21	12月9日 14:00～17:00	契約管財局	契約管財局職員	25
22	12月10日 14:00～17:00	契約管財局	契約管財局職員	28
23	12月11日 14:00～17:00	契約管財局	契約管財局職員	24
24	12月18日 14:00～17:00	契約管財局	契約管財局職員	30



回次	開催日時	対象所属	対象者	参加人数
25	12月19日 14:00～17:00	契約管財局	契約管財局職員	29
26	1月20日 14:00～16:30	建設局	建設局職員（工営所職員）	44
27	1月21日 14:00～16:30	建設局	建設局職員（工営所職員）	40
28	1月22日 14:00～17:00	区役所 【西成区】	区役所職員	20
29	1月28日 14:00～17:00	区役所 【西淀川区 ほか5区】	区役所職員	20
30	2月9日 14:00～17:00	港湾局	港湾局職員	42
31	2月17日 14:00～17:00	区役所 【住之江区 ほか5区】	区役所職員	24
32	2月18日 14:00～17:00	区役所 【住之江区 ほか5区】	区役所職員	26
33	2月19日 14:00～17:00	区役所 【西区 ほか5区】	区役所職員	24

合計33回832名

大阪市の行政対象暴力にかかる体制（平成26年度）



## 大阪市行政対象暴力対策連絡協議会区役所部会 開催状況（平成26年度）

区役所名	開催日	開催場所	参加人数	開催概要、意見等
都島区役所	2月25日	都島区役所 第1会議室	25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都島警察署刑事課長代理から最近の動向の説明</li> <li>・事例研修ビデオの上映と、対策・対応の指導</li> </ul>
福島区役所	7月4日	福島区役所	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議の構成機関と委員の確認</li> <li>・会議の運営についての確認</li> </ul>
中央区役所	2月26日	中央区役所 704会議室	19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東、南両警察署長からあいさつ並びに最近の動向の説明</li> <li>・不当要求に対するビデオの上映</li> <li>・マニュアル事例集及び平成26年度の取組状況の報告</li> <li>・質疑応答</li> </ul>
西区役所	2月16日	西区役所 401会議室	17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西警察署刑事課長より暴力団の現状等についての説明</li> <li>・不当要求対応DVDの視聴</li> </ul>
港区役所	11月20日	港区役所 503会議室	16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港警察署刑事課長から最近の動向の説明。</li> </ul>
大正区役所	12月9日	大正区役所 5階502会議室	19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報システムへの不正侵入で障がいを引き起こすサイバー攻撃について、被害事案の紹介や対策について説明・報告があった。</li> </ul>
天王寺区役所	2月26日	天王寺区役所 3階講堂	28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天王寺警察署刑事課から、大阪府における暴力団情勢や、「全国暴力追放運動推進センター・警察庁組織犯罪対策部」発行の「暴力団情勢と対策（2014年版）」を活用した暴力団対策法で禁止されてる行為や対策について説明を受けた。</li> <li>・暴力対策啓発DVD「狙われた行政」を視聴した。</li> </ul>
淀川区役所	3月10日	淀川区役所 区長応接室	19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・淀川警察署より区内の暴力団の組織状況及び検挙数、暴対法に基づく中止命令件数などの報告</li> <li>・特殊詐欺などの暴力団における資金源及び右翼団体の現状についての情報提供</li> </ul>
東淀川区役所	5月23日	東淀川区役所 304会議室	21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部会の委員紹介、要綱説明</li> <li>・東淀川警察署刑事課暴力犯係長から「行政対象暴力の事例と対処方法」について説明</li> </ul>
東成区役所	5月8日	東成区役所 301会議室	18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部会の目的と委員の確認</li> <li>・東成警察署刑事課長より「暴力団等の動向と対処」について説明</li> <li>・意見交換</li> </ul>

区役所名	開催日	開催場所	参加人数	開催概要、意見等
生野区役所	10月6日	生野区役所 6階大会議室	21	・生野区役所より会議趣旨等の説明 ・生野警察署より行政対象暴力の現状と対策について説明
旭区役所	9月18日	旭区役所 第1会議室	32	・旭警察署刑事課長から最近の現状と対策の説明。
住之江区役所	4月22日	住之江区役所 第3会議室	38	・住之江警察署刑事課長から最近の動向の説明。 ・DVDの視聴
住吉区役所	3月9日	住吉区役所 4階第5会議室	23	・住吉警察署刑事課長から行政対象暴力の現状について説明。 ・題名「鉄の砦」のビデオ上映 ・住吉警察署刑事課暴力犯係長から基本的な心構えや対処方法について説明。 ・情報交換
東住吉区役所	10月7日	東住吉区 区長応接室	12	・啓発ビデオ視聴 ・東住吉警察署刑事課長から府下・所管内の暴力団活動状況の報告 ・行政対象暴力への対処法についての質疑応答
平野区役所	3月4日	平野区役所 3階303会議室	35	・平野警察署刑事課長から行政対象暴力の現状と対策について、研修用ビデオを織り交ぜ説明。
西成区役所	6月5日	西成区役所 会議室	27	・新委員の紹介 ・西成区内の状況（暴力団等による不法、不当要求事案など） ・その他

**大阪市行政対象暴力対策連絡協議会契約部会 開催状況（平成26年度）**

開催日	議題
9月10日	入札等除外措置の解除について

**大阪市行政対象暴力対策連絡協議会生活保護部会 開催状況（平成26年度）**

開催日	議 題
	開催なし

## 公の施設一覧表（平成27年4月現在）

## 〔対象となる公の施設〕

原則として、事前に使用許可申請を要する宿泊施設、飲食施設、スポーツ施設、文化施設、貸館施設、斎場等

## 〔暴力団の利益となる使用の例〕

- ・ 斎場における暴力団幹部等の組葬
- ・ 暴力団組長の襲名披露パーティー
- ・ 暴力団幹部等の出所祝い
- ・ 暴力団主催による歌謡ショー、格闘技等のイベント
- ・ 暴力団員らによる慰安旅行の宿泊、宴会
- ・ 暴力団員らによるソフトボール大会等の行事
- ・ 暴力団主催による暴対法対策、資金源獲得その他公序良俗に反する会議

所管局	施設名	対象施設数
経済戦略局〔70施設〕	大阪市立美術館	1
	大阪歴史博物館	1
	自然史博物館	1
	中央公会堂	1
	芸術創造館	1
	長居陸上競技場 ほか	15
	中央体育館 ほか	27
	修道館	1
	扇町プール ほか	21
	大阪産業創造館	1
	市民局〔48施設〕	北区民センター ほか
男女共同参画センター中央館 ほか		5
福祉局〔32施設〕	長居障がい者スポーツセンター ほか	2
	北区北老人福祉センター ほか	26
	西成市民館	1
	社会福祉センター	1
	早川福社会館	1
	社会福祉研修・情報センター	1
こども青少年局〔5施設〕	こども文化センター	1
	青少年センター	1
	愛光会館	1
	長居ユースホステル	1
	信太山青少年野外活動センター	1
環境局〔17施設〕	大阪市立葬祭場 ほか	6
	西三国センター ほか	8
	此花屋内プール ほか	3
都市整備局〔1施設〕	住まい情報センター	1
建設局〔1,040施設〕	慶沢園 ほか	1,040
港湾局〔359施設〕	天保山岸壁 ほか	354
	コスモスクエア緑地 ほか	3
	舞洲運動広場 ほか	2
教育委員会事務局〔5施設〕	大阪城音楽堂	1
	総合生涯学習センター ほか	3
	クラフトパーク	1
消防局〔1施設〕	阿倍野防災センター	1

慶沢園他の計1,040施設には、物品販売、集会その他の行為許可の対象となる都市公園を含む。

10局 33条例 1,578施設  
（平成26年度排除実績：3件、2名）

## コンプライアンス研修の実施状況

### 【平成 26 年度実績】

#### 集合型研修

##### ・ 区長・局部長級職員

組織の経営層である区長・局部長級職員が、内部統制についての理論を十分理解し、その導入の意義と効果についても認識を深め、プロセス化やITの活用、またPDCAサイクルなどを念頭においた具体的な運用面について学習することにより、各所属における内部統制の導入と組織的な実践を率先して推進することを目的として研修を実施しました。

回次	月 日	時 間	講 師
第 1 回	7 月 8 日 ( 火 )	15:00 ~ 17:00	公認会計士 遠藤尚秀
第 2 回	7 月 22 日 ( 火 )	15:00 ~ 17:00	
第 3 回	7 月 24 日 ( 木 )	9 : 15 ~ 11:15	

##### ・ 課長級・課長代理級職員

各職場における管理監督者である課長・課長代理級職員が、自らの課題解決能力の向上に加え、部下職員のコンプライアンス意識の向上に率先して取り組めるよう、コンプライアンス上の課題に関する具体的な対応を学習することを目的として研修を実施しています。

なお、サービス研修（人事室）、個人情報の適正な取扱いに関する研修（総務局）、市政改革プランに関する研修（市政改革室）との共催で研修を実施しました。

回次	月 日	時 間	講 師
第 1 回	7 月 11 日 ( 金 )	9 : 15 ~ 10:45	西村 健 ( 弁護士 )
第 2 回	7 月 11 日 ( 金 )	14:00 ~ 15:30	野村 太爾 ( 弁護士 )
第 3 回	7 月 15 日 ( 火 )	14:00 ~ 15:30	西村 健 ( 弁護士 )

第4回	7月18日(金)	9:15~10:45	西村 健 (弁護士)
第5回	7月18日(金)	14:00~15:30	中川 恒信 (行政書士)
第6回	7月22日(火)	9:15~10:45	中川 恒信 (行政書士)
第7回	7月24日(木)	14:00~15:30	中川 恒信 (行政書士)
第8回	8月18日(月)	15:30~17:00	楠本 耕一 (大阪府警察本部刑事部刑事総務課付大阪市派遣)
第9回	8月20日(水)	9:15~10:45	楠本 耕一 (大阪府警察本部刑事部刑事総務課付大阪市派遣)

### グループ討論型研修

課長・課長代理級職員及び各職場の総括的立場にある係長級職員並びに技能職員のうち技能統括主任及び部門監理主任等に対し、少人数で、実務的・実践的な参加型研修によりコンプライアンス確保のために必要な職場のリーダーとしての心構えについて理解を促進することを目的として研修を実施しました。

回次	月 日	時 間	講 師
第1回	9月9日(火)	9:15~12:15	森井 俊之 (株式会社 東京リーガルマインド 専任講師)  公募型プロポーザルにより事業者を選定
第2回	9月9日(火)	14:00~17:00	
第3回	9月12日(金)	9:15~12:15	
第4回	9月12日(金)	14:00~17:00	
第5回	9月16日(火)	9:15~12:15	
第6回	9月16日(火)	14:00~17:00	
第7回	9月17日(水)	9:15~12:15	
第8回	9月17日(水)	14:00~17:00	
第9回	9月18日(木)	9:15~12:15	
第10回	9月18日(木)	14:00~17:00	
第11回	9月19日(金)	9:15~12:15	
第12回	9月19日(金)	14:00~17:00	

第13回	9月22日(月)	9:15~12:15
第14回	10月7日(火)	14:00~17:00
第15回	10月8日(水)	9:15~12:15
第16回	10月8日(水)	14:00~17:00

### 職場コンプライアンス研修

係長級以下の全職員を対象に、課長・課長代理級職員等を講師として、コンプライアンスの確保について、職員一人ひとりがそれぞれの役割を認識し、その責務を果たせるよう、職場実態に応じた形で実施しているほか、上記の集合型研修（課長・課長代理級）の服務研修、個人情報 の適正な取扱いに関する研修及び市政改革プランに関する研修の伝達研修も併せて実施しました。

### 職員人材開発センター主催研修等への講師派遣

新採用者研修など、人事室職員人材開発センター主催の研修等に監察部職員を派遣し、コンプライアンスに関する研修を実施しました。



## コンプライアンスアンケートの結果概要（平成 26 年度）

## 1 アンケートの概要

## (1) 回答数

29,117 人

ただし、一部設問にのみ回答されたものについても 1 人と集計しているため、各設問の回答者数の合計とは一致しません。

## (2) 実施期間

平成 26 年 12 月 5 日～平成 27 年 2 月 13 日

## (3) 実施方法

アンケートを各所属コンプライアンス担当に送付し、各職場においてアンケートを対象者に配付することにより実施した。

## 2 アンケートの主な結果

## (1) あなたは、大阪市職員に求められる「コンプライアンス」という言葉の意味をどのように理解していますか。

1 法令を遵守すること	7,702 人	26.5%
2 法令を遵守することだけでなく、社会（市民）の要請（信頼）に応えること	21,138 人	72.8%
3 よくわからない	211 人	0.7%
回答者数 合計	29,051 人	

## (2) あなたは、日々の業務を執行するにあたって、「コンプライアンス」を意識していますか。

1 特に意識している	12,572 人	43.3%
2 おおむね意識している	16,147 人	55.5%
3 意識していない	337 人	1.2%
回答者数 合計	29,056 人	

(3) あなたは、適切に業務が遂行されているか、日常的にチェックを行っていますか。

1 行っている	21,312 人	73.3%
2 どちらともいえない	7,351 人	25.3%
3 行っていない	396 人	1.4%
回答者数 合計	29,059 人	

(4) あなたは、あなたの上司が日々の業務において「コンプライアンス」を意識していると思いますか。

1 そう思う	20,911 人	71.9%
2 どちらかと言えばそう思う	7,263 人	25.0%
3 そう思わない	892 人	3.1%
回答者数 合計	29,066 人	

(5) あなたは、あなたの上司から、「コンプライアンス」に関する考えや方針を聞いたことがありますか。

1 ある	21,521 人	74.1%
2 どちらともいえない	5,959 人	20.5%
3 まったくない	1,558 人	5.4%
回答者数 合計	29,038 人	

(6) あなたは、あなたの職場でコンプライアンス違反又はそのおそれが生じた場合、その情報が上司に迅速に伝わると思いますか。

1 そう思う	19,268 人	66.3%
2 どちらともいえない	8,615 人	29.7%
3 そう思わない	1,161 人	4.0%
回答者数 合計	29,044 人	

(7) あなたの職場では、職務に関して自由に意見が言えますか。それとも言えませんか。

1 おおむね自由に意見が言える	23,961 人	82.6%
2 どちらともいえない	4,327 人	14.9%
3 自由に意見が言えない	734 人	2.5%
回答者数 合計	29,022 人	

(8) あなたは、あなたの職場にコンプライアンス上の課題があると思いますか。

1 そう思う	4,424 人	15.4%
2 どちらともいえない	13,260 人	46.3%
3 そう思わない	10,970 人	38.3%
回答者数 合計	28,654 人	